

質 疑 応 答 書

件名 自動体外式除細動器 (AED) 賃貸借

整理番号 (仙台市記入欄)	
	1
質 問 事 項	回 答 (仙台市記入欄)
仕様書6 消耗品について「交換」とありますが、交換は新しい消耗品を設置先に送付する運用でよろしいでしょうか。また、使用回数に係らず使用連絡の都度、必要な消耗品の送付をする運用でよろしいでしょうか。	消耗品の「交換」については、仕様書8(6)の故障又は障害等が発生した場合の対応と同様に、設置先へ訪問のうえ交換作業を行うこととします。また、契約期間内にAEDを使用した場合に交換する消耗品の数は、仕様書6に記載の通りです。
仕様書8 「配備時に各学校において、教職員等に対し使用方法の講習を行うこと。また、配備後、各学校において仙台市教育委員会又は学校の求めに応じ、教職員等に対し使用方法の講習(年1回程度)を行うこと。」とありますが、AED訓練機及び人体模型を用いた、30分程度の取扱い説明とさせていただきます。よろしいでしょうか。	使用方法の講習については、その内容で了承します。ただし、講習会の費用については、全て契約に含むものとし、別途請求は認められません。
また、納品時初回の取扱説明については無償対応としますが、以降の取扱説明の開催につきましては、別途実費を請求させていただくことは可能でしょうか。	
仕様書8 「年1回又は学校からの要請があったときは随時、保守点検(バッテリーパックの点検を含む)を行い、機器が正常に作動することを確認すること。」とありますが、AED本体にセルフチェック機能があり、定期消耗品の期限前交換や、使用時の消耗品補充、万一の際の代替機準備を行えば定期点検は不要としてよろしいでしょうか。	定期点検は必須です。仕様書8(4)の通り年1回又は学校からの要請があったときは随時、設置先へ訪問のうえ点検作業をしてください。また、セルフチェックにて機器の異常が判明した場合の連絡先は、貴社コールセンターで可とします。なお、部品や機器の交換は速やかに設置先へ訪問のうえ行ってください。
また、上記セルフチェックにて機器の異常が判明した場合は、弊社コールセンターに連絡いただくことで、状況を確認の上、機器交換等を行い、原状復帰することでよろしいでしょうか。	

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名 自動体外式除細動器（AED）賃貸借

		整理番号 (仙台市記入欄)	2					
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)						
① 納入するAEDは新品製造後3ヶ月以内とありますが、証明書は製造メーカー工場発行の生産時期の証明書になりますでしょうか。また、証明書の提出方法は納品時に契約課に提出になりますでしょうか。		①入札参加申請時に「出荷証明書兼製品保証等証明書」を提出いただいていますので、納品時の証明書の提出は不要です。						
② 7性能等（3）音声ガイドと連動した液晶画面でのガイダンスについて国内ではAEDと連動しない画面を搭載した収納用バッグも販売されていますが、本入札では操作ミスの誘因を避けるため、AED本体の電源ONと連動して液晶画面も起動し、電気ショック時など感電の恐れがあるタイミングでは、「体から離れてください」という音声と液晶画面が同期して同時にガイダンスすることが必須ということによるのでしょうか。		仕様書7(3)の趣旨は、液晶画面でのガイダンスと音声によるガイドのタイミングがずれることにより使用者が操作時に混乱をきたすこと等を防止することであり、液晶画面でのガイダンス（イラストと文字）が、音声によるガイドの内容と同じタイミングで表示される必要があります。						

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

